

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		
	診療室	遮へい物 遮へい物を設ける場所	構造、材料、厚さ
		天井	
	床		
	周囲の面壁等	(東)	
		(西)	
		(南)	
		(北)	
		監視用窓	
	概要	出入口の扉	
		その他の開口部	
		操作室	有・無 ( )
		診療室の標識	有・無

(裏)

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無	
	使用中の表示	有 ・ 無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有 ・ 無	
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		立入制限措置	有 ・ 無
		標 識	有 ・ 無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
	その他	取扱者の被ばく測定器具	
防護用具（防護前掛等）		有 ・ 無	

## 注意事項

- 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1又は25分の1の見やすい縮図とすること。
- 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 漏えい放射線測定結果報告書（写）を添付すること。（サイズは、日本工業規格A列4番とすること。）